

「経済安全保障法制に関する有識者会議」  
 官民技術協力に関する検討会合（第5回）  
 議事要旨

## 1 日時

令和7年10月29日（水）10時00分から11時10分までの間

## 2 場所

オンライン開催

## 3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会地経学委員会 委員長
長澤 健一	高岡IP特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）
（政府側）	
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要技術担当）
永澤 剛	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当）
錦 泰司	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当）

## 4 議事概要

### (1) 事務局等説明

事務局及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局から、資料1～4の内容について説明があった。

### (2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 重要技術領域を定めることについては、経済安全保障施策を推進していく上でも非常に良いことであろうと思う。現在の特定重要技術の定め方は、基本的に、漏えいした場合に支障が出るものを対象にするというネガティブな側面に焦点を当てた定め方となっている。自律性・優位性・不可欠性を指針にしていることは良いが、安全保障に関連する技術を国が重要技術と認めて推進するという、ポジティブな観点から定めていくことが今後は必要なのではないか。
- 第7期科学技術・イノベーション基本計画案について、第6期の協議の際は安全保障という言葉を入れることに大きな抵抗があった。今般、第7期の議論において「国家安全保障政策との有機的連携」が明示されたことは極めて欣快である。また、研究セキュリティの取組の前進についても評価したい。
- 重要技術領域について、防衛装備や安全保障に関する技術は、おおむね予想されている領域に当てはまるかもしれないが、漏れの発生した場合に備えてsaving clauseのような留保が必要ではないか。
- 重要技術領域の選定について、AIに関しては、進歩が非常に早く、現に社会の分断等の深刻なリスクを伴っていることから、サイバー等との連携を含め、全体像が見えるようにしておくことが非常に重要。
- 先日、宇宙関係のコミュニティに参加し、デュアルユースや防衛関係の予算が大学や大学発ベンチャーに入り始めていると感じた。こういった予算の重要性は高まっている。宇宙関係でできつつある利用の姿やメカニズムをモデルにして、他分野に普及していくことを期待している。
- 研究セキュリティ手順書について、「Small yard High fence」の考え方に基づき、資金配分機関(FA)が責任を持ってデュー・ディリジェンス(DD)を指導する形と認識した。ただ、特定の領域以外でも問題は起きるもので、例えば、産業技術総合研究所の技術流出事案で流出した技術は、外為法の対象にも入っていない技術だった。こ

の技術が指定されることは考えにくいが、それでも流出すると非常にダメージがある。「Small yard High fence」の特定領域に入らないものを手順書として扱わないのか、政府としてどのように考えるか明らかにすべき。例えば、日米で共同研究している例もあると思うが、国際共同研究においてはshared responsibilityとして取り組んでいくのか等、政府の関わりを明らかにすべき。

- 研究セキュリティのリスクマネジメントについては、重要技術領域リストを策定し、大学や研究機関でのリスクマネジメントに裏打ちされて育成や国際共同研究が進んでいくということだと認識した。大学・研究機関の自主性や自律性も重要だと思うが、経済安全保障の観点からFAが人的なリソース、システム整備等横断的なリスクマネジメントの充実・徹底を図るべき。大学・研究機関の自主性や自律性は尊重しつつ、一定程度リードする機能をFAにしっかりと果たしていただくことが必要ではないか。手順書や手順書違反への対応についても、DD機能を強化する方向で、横断的な関わり方を具体的に今後定めていただき、それを実際にFAで実装するよう取り組んでいただきたい。
- 第7期科学技術・イノベーション基本計画案の中に国家安全保障を明記することについては、やっとここまで来ているということを理解いただきたい。
- 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局で決める重要な技術領域と、国家安全保障局が考えているより広い意味での安全保障の観点との擦り合わせについて、まだ残っている課題がある。
- 本日初めて研究セキュリティのフレームワークが示され、各FAがグリップしていく絵が描かれていた。FAを通したチェックや評価が現状のFAの中でどの程度対応が可能なのか、国家安全保障のフレームワークの中で望ましいと思える形と合致していくかといった論点が残っている。FAの在り方について、既存のFAだけで良いのかということも含めてこの問題を考えていく必要がある。
- 米中に比べると、日本は先端技術への投資や人材面について劣後している。AIエンジン等に日本が投資をしても結局劣後してしまう状況になりかねない。一方で、半導体等の実装技術や、擦り合わせ、実装時における係数を合わせるような最終的な係数調整等については日本が非常に進んでいるということを意識して投資してほしい。バイオについては、まだ基本技術は日本が強い。宇宙・海洋はコンポーネント、ロボット・先端技術についてはインフラ系が日本は進んでいると思われる。一つ一つ項目は列記されているが、重点的に投資する技術を吟味していただきたい。

また、策定する重要技術領域について、詳細を開示するのはよろしくない。戦略的にある程度伏せる、若しくは大項目で公開するということになると思う。

- 研究セキュリティ手順書については、よく書かれている。あとは、サイバー空間を介した外部とのデータのやり取りをどうウォッチしていくかという課題が残っている。
- 重要技術領域の選定について、各技術や領域を誰が担うのか。担い手にしっかりとミッションを課すことが選定条件として重要ではないか。例えば、海洋関連技術を選定する際、中でも造船業を挙げると、現状の産業構造を是とするのではなく、進みつつある再編を更に加速化させ、ドックの高度化・大規模化等業界の強靭化に向けての方向性を、行政の担当課も交えてしっかりとコミットさせるということを求めるべき。
- Protectionに関して、業界内における重要技術に関する情報を共有し、連携して経済安全保障に対する対応を検討してもらう必要がある。他方で、競争政策との関係では業界内は緊張関係にあることから、競争政策を産業政策に包摂するような視点が必要である。政府としても、しっかりと体制整備をしてほしい。
- 特定重要技術の選定に当たって、我が国の経済・産業基盤を形成していくような技術を設定しないと自律性・優位性・不可欠性を維持・強化していくことは難しく、産業を育てていく視点が不可欠である。第7期科学技術・イノベーション基本計画案で重要技術領域を位置付けることは重要だと思うが、技術本位ではイノベーションや研究寄りになり、産業の基盤形成という視点が欠けがちになることを懸念している。産業形成を担う課室との密接な連携の下で議論をしてほしい。
- 重要技術領域を企業や研究機関と取り組むに当たって、政府側の人材も考えるべきである。2、3年の人事異動の中で長期にわたる技術開発に緊張感を持って取り組むことは難しい。有識者の評価委員会や外部の執行機関に安易に研究進捗を委ねることなく、政府側でもモニタリングし、研究の方向性に影響を与えられるようグリップしておく必要がある。
- 中国のように、論文数やユニコーン企業数等を見てもかなり力を付けてきており、日本を上回るものも多々ある。

今後、中長期的に考えて、研究セキュリティを含めたprotectionを維持しつつも、お金や時間の使い方をpromotionへ徐々にシフトしていくかなければならない。Run faster、正攻法でもっと早く走るということである。その際、対象は絞っていかなければ

ればならない。

つまり、何をやらないかという戦略性が必要である。他方、対象を絞り過ぎると国家安全保障、防衛分野に支障が生ずる可能性もあるため、ほかの委員が指摘されたとおり、saving clauseは別途設けるべきである。また、これも指摘のあったとおり、開示の仕方は考えるべきである。

いずれにしても、どこに焦点をおいて早く走るかについて考えると、「絞る」ということがキーワードになる。Promotionに当たっては、国際共同研究として言及されているとおり、対象を絞るだけなく、国際パートナーシップも非常に重要であり、どの技術について、どの国と協力するかについて考える必要がある。

- この3年で大きく変わった点として、AIと量子を分けて考えると方向性を間違える。AIは基本的にGPUでのaccelerated computingであり、量子も量子によるaccelerated computingである。これから社会においては、accelerated computingを前提に、新しい枠組みに基づいて検討していかなければ予算や技術的な人材の面から、非効率ではないか。
- 重要技術について、よりスピード感を持って発展させていくためには、スタートアップや既存の中小企業も含め、能力のある事業者が円滑に参画できる環境を作ることが極めて重要。そのためにも重要技術領域として方向性を示すのは良いことであるが、中小企業等の参加について具体的に実効性が挙がるような体制整備をお願いしたい。
- K Programにおいても、幾つかのプログラムにスタートアップや中小企業が参加していると思う。こうしたプレイヤーがどのような参加状況なのか、中小企業の参加のために留意したことや、特に整備した環境等があれば、この場でなくても良いが差し支えのない範囲で教えていただきたい。
- 重要技術領域の選定については、各委員の発言に賛同。Saving clauseの考え方は非常に重要。また、「令和の科学技術創造立国」を掲げた第7期科学技術・イノベーション基本計画案に国家安全保障の観点を入れることは、どれほど困難だったことかと思う。その努力に敬意を表したい。
- 研究セキュリティ手順書の検討状況について説明があったが、これはあくまでも最初のフェーズであり、これからフォローアップをどうするか等の課題が残っている。今後、改訂していくことも必要である。
- 研究セキュリティ手順書について、国際共同研究を進める上でも各国とのハーモナ

イゼーションが必要であり、そういったところの情報収集も含めて検討している。

<事務局からの回答>

- 重要技術領域リストを定めるに当たって、これまでのようにネガティブな側面だけでなく、ポジティブな観点も含めて考慮すべきとの御指摘については、優位性・不可欠性の観点から入れるべきところを入れていくという観点で、ポジティブな観点でも検討したい。
- AIについて、社会の分断等、ほかにも考慮要素があるのではないかとの御指摘は、今後の検討の参考にさせていただきたい。
- 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局で検討されている重要技術領域と経済安全保障上の重要技術領域リストとの連携については、御指摘のとおりだと思っている。整合性を取って議論をしていこうと思っている。
- 重要技術領域リストを定めるに当たり、対象を細かく公開すると対象が特定される可能性もあるとの御指摘については、技術の変動が大きいことも踏まえ、ある程度広めの概念で定めるべきではないかと考えている。
- 重要技術領域を定めるに当たって各技術の担い手が誰になるのか考えるべきとの御指摘については、実行の時に考えていくべきだと思っている。まずは領域を示した上で、プログラムにどのように参加してもらうか考えたい。
- 重要技術を産業基盤として育成していくことを考えることが必要との御指摘については、優位性・不可欠性の観点が重要だと思っている。政府がしっかりとプロジェクトをグリップしていくべきとの御指摘は、K Programのことだと思うが、K Programではプログラム会議のワーキンググループ等を通じ、FAだけに任せず我々としてもフォローアップ等をしっかりと行っていきたい。
- Run fasterの考え方も必要ではないかとの御指摘について、優位性・不可欠性の観点が重要だと思っている。これまでにK Programの第1期、第2期に取り組んできたが、今後第3期がある場合にはrun fasterという観点も考えながら取り組んでいきたい。
- 重要技術領域を絞るに当たり、国際共同研究も重要との御意見もあったが、現在日米韓国研協力に取り組んでいるところ、更にどういった領域でどういった国と共同研

究ができるか、引き続き考えていきたい。

- 重要技術の育成にスタートアップや中小企業が参加できるようにすべきとの御指摘については、まさにそのとおりだと考えている。今のK Programでも複数のスタートアップや中小企業に参加いただいているが、次期K Programがあればこの点も考慮し、スタートアップや中小企業、アカデミアの方が参加しやすい制度作りを考えたい。
- AI、量子について、accelerated computingという統合した概念で検討を進めるべきとの御指摘もあったところ、参考にしながら整理について考えたい。

「経済安全保障法制に関する有識者会議」  
官民技術協力に関する検討会合（第6回）  
議事要旨

1 日時

令和7年12月26日（金）10時00分から11時40分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

（委員）

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
兼原 信克	公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小林いづみ	オムロン株式会社 社外取締役
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	高岡IP特許事務所顧問、大阪工業大学 客員教授
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）
（政府側）	
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
早田 豪	内閣審議官
大川 龍郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要技術担当）
永澤 剛	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（統合戦略担当）
錦 泰司	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当）

## 4 議事概要

### (1) 事務局等説明

事務局及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局から、資料1～5の内容について説明があった。

### (2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 前提の議論になるが、経済安全保障は独立した分野ではなく、防衛や政治が含まれる国家安全保障という大きな傘の下にあることを確認したい。

敗戦と冷戦の歴史的背景の結果、日本はイデオロギーの分断が入ってきたため、アカデミアと安全保障部局の間の乖離がすさまじく大きい。経済界も防衛には消極的である。防衛関係に関する基礎知識が漂白されているのが、今の日本の経済界、アカデミアの現状だと思う。日本の技術を大事にして自律性を確保することは重要であるが、例えば、戦場で戦う自衛官が何を欲しているか等の具体的な問題意識を持っていただきたい。

- 来年高市総理が国家安全保障戦略の改定をされること。新しい5か年計画が出てきて、防衛費の増額の話も出ている。応用研究や基礎研究、最先端を走っている研究に関する科学技術費等も、広い意味での安保関係の経費として考えられるものがあるのではないか。NATOや台湾では様々な安全保障関連経費の合計の防衛費が5%になれば良いと考えられているため、日本の予算の取り方も、広い意味での安全保障経費を含めて、すなわち防衛省以外の省庁の安保関連予算も広義の防衛費として考えて、予算を組んでいくことも考えていただきたい。

- 米国における重要分野の筆頭が先進コンピューティングである。今の戦争では索敵に関するデータを宇宙、空中、地上、海上、水中、サイバー空間から全て集めて分析した上で敵を攻撃し、攻撃により与えた損害を評価し、更にまた必要があれば同じ攻撃を繰り返し行う。そのためにはすさまじい量のデータを全て一瞬でクラウド処理することになる。ここには兵站（ロジスティクス）も入ってくる。これが現代の戦争である。先進コンピューティング推進という発想が、今の経済安保の中でどこに出てくるのか伺いたい。

- アカデミアのことだが、防衛装備庁のお金も大学に割と積極的に動くようになっており、少しずつ変わっているが、まだ少し課題があるかと思う。世界大学ランキングというのがあり、日本の大学が振るわないという話がよくメディアで取り上げられている。今なぜそうなっているのかをかなり深く調べているが、あれは世界大学院ラン

キングに実質的になっている。

日本の大学を見てみると、例えば、国際卓越研究大学である東北大学は学部が60に対して大学院は40、東京大学は学部が50に対して大学院は50、京都大学は学部が53に対して大学院は47、かつての東京工業大学は学部が47に対して大学院は53と、大学院生の割合が多くなっている。

しかし、慶應義塾大学は私立であるが、学部が86に対して大学院は14、早稲田大学は学部が81に対して大学院は19という割合になっており、私立大学は学部に偏重している。特に国立大学は理系が7割で文系が3割であるが、私立大学は逆に文系が7割で、理系が3割。こうした構造の違いがあって、大学院に力を入れるのが私立大学では非常に難しくなっている状況。

これは戦後の教育政策の中でそうなってきたと理解をしており、批判すべきことではないが、もしさカデミアをひとくくりにして議論してしまうと、課題を残してしまうのではないか。国立大学は大学院生が多いから良いかというと、必ずしもそうではなく、その多くが外国人。外国人の大学院生が悪いということではもちろんないが、日本人の大学院生を増やし、そこで研究力を上げていかないと、基盤が損なわれていくのではないか。これは国立・私立を区別して議論するよりは、大学業界全体がアカデミア全体を考えて、科学技術の底上げをする必要があるのではないかと考えている。

- 今回の第7期科学技術・イノベーション基本計画案において特に国家安全保障との有機的連携を柱の一つとして位置付けることは大変結構なことと思う。ただ、特に安全保障との連携を図る上で、クラシファイドとの連携は事実上まだうまくいっていない。セキュリティ・クリアランスの制度を作ったが、そことの連携をかなり積極的に、支援する枠組みやプログラムを作らなければ、うまくいかないのではないか。例えば、UC Berkeley自身はクラシファイドを行っていないが、ディフェンス関係の研究が非常に多くなっている。そこはクラシファイドに接続する仕組みがあり、知見もそういうプログラムの中で共有される。両方行っていくつつ、ファンダメンタルとクラシファイドが完全に分離してしまわないようにすることが重要である。
- 手順書について、デュー・ディリジェンス(DD)を中心として整理するということだと思うが、今回手順書と技術流出防止の二つの施策を並べたとき、技術流出防止の方は、情報を営業秘密として管理することが明示されている一方、手順書の方は、情報管理体制の整備や守秘義務の徹底について書いてあるものの、それが営業秘密かどうかは記述されていない点が気になる。過去の事例について、ウェブ上に出ている情報では、裁判において、営業秘密の管理や業務上の秘密要件の三要件が満たされているという前提で有罪になっているものがある。やはり営業秘密としての管理はかなりクリティカルであり、例えば、手順書に従っていても管理ができない中で事件が起

きた場合に、それは手順書に従っていても結果的に責任が生じてしまうため、そこはもう少し整理をすべきではないか。一方で、技術流出防止の方では、そこに触れている。両者はファンダメンタルと、技術開発もかなりできている段階での話と、ステージが違うとはいえ、ある程度進んだところで両者を重ねる等、その辺りを整理するのが良いのではないか。全体的には進んできているため結構かと思う。

- 手順書を遵守していれば責任は問わないということについて、結果的に技術流出が起きた場合に営業秘密管理ができたなかったのであれば、手順書の対象かどうかにかかわらず、やはり何らか行政指導が取られるのではないか。そうしたときに、手順書の対象だから免責されるという解釈は難しいため、その辺のコミュニケーションを行うかは、検討されておいたほうが良い。
- 知財の移転について、特定外国投資家は新しく出てきた概念であるが、非常に使えるコンセプトだと思っている。この概念を横に広げていくと、説明がしやすくなる。
- 基本的には賛成。一つだけ気になるのが、国家戦略技術領域という非常に明確なものが出来たことを前提とし、今回の経済安全保障上の重要技術領域という概念と、これが目指すものについて、もう少し分かりやすく説明された方が良いかと思う。説明や文書等で意味するところは大変よく分かったが、広く一般の国民に発信し、理解していただくためには、この概念を利用・活用する視点、具体的に問題解決していく視点が非常に重要である等、経済安全保障上の重要技術領域の意味するところを、もう少し分かりやすく説明される方が良いのではないか。
- 国が日本の研究開発・技術開発を積極的に推進するという政策方針を明示されていると思っている。同時に、経済安全保障上の留意点や、当該方針に対する対応策が大変重要であるという問題が出てきているため、二つの政策方針をどのようにバランスを取っていくのか、あるいは全体として日本の技術開発・研究開発をどのように積極的に進めていくかについて、政府の広報・啓発の仕方が非常に重要である。
- 資料4について、国の研究開発プログラムの技術流出防止に関する政府の対応という中の取引先における管理については、恐らく幾つかの企業が大変頭を悩ませる課題ではないか。それに対して、優良事業の共有や様々な分かりやすい事例を出して、考え方を示す等、更に細かく丁寧に進めていただければと思う。
- 今回の方向についてすばらしいと思っている。特に、今回、国家安全保障との有機的連携という言葉が、第7期科学技術・イノベーション基本計画案の中に入った

ことは極めて重要と考えている。ただ、重要技術領域について、アカデミアの取組の程度が諸外国に比べると極めて限られているのではないか。やはり安全保障に関する科学技術を正面から認めて、国が大胆な助成や、研究支援等をしていくことが求められている。単にアカデミアや安全保障の問題だけではなく、産業政策としても推進していくことが、我が国の強みになる。

- 研究セキュリティの関係で適切な対応の提示について感謝したい。DDの実施に関し、実際にどういった形で検証するのかが重要だと考えている。国が関わる研究開発について、今度作られる新しいシンクタンクで、自己申告を中心として行われるDDの検証を最終的に援助することも考えられる。全体的に自己申告の項目については、ビッグデータやオープンソースによる検証が可能であるが、個別の研究機関ではなく、まさに新しくできるシンクタンク等が援助するというのも一つの考え方ではないか。
- 今回の第7期科学技術・イノベーション基本計画案に関しては、個人的にも強い思いを持って国家安全保障という概念を柱として建てようとしてきた。基本計画では、経済安全保障を包括するような意味での国家安全保障を考えてきた。安全保障は国際的な文脈でもますますカバレッジの範囲が広くなっている。気候変動も感染症対策も全て含むような大きな安全保障のフレームワーク、その概念の再検討を踏まえて、基本計画案に国家安全保障という概念を入れている。それがアカデミアに対して国家安全保障への関わりに幅広い道を開こうというメッセージになると思い、取り組んできた。
- 第7期科学技術・イノベーション基本計画案の重要技術領域の設定に関し、政策的含意だけではなく、80万人の研究者のデータと大学の実態と環境と全てを勘案した上で可能な範囲での重要技術領域の設定を提案している。期せずして高市政権における成長戦略の分野と合致する形になったことは大変喜ばしい。
- 安全保障と大学アカデミアの関係で、大学のシステムが相当変わりつつある。国際卓越研究大学制度ができ、J-PEAKSができ、今後の大学はタイプが様々な形で分化していくだろう。理系に特化しているところ、あるいは大学院に特化しているところ、更に安全保障的なものを引き受ける大学と引き受けない大学とに分かれしていくと考えており、それはCSTIが継続的に取り組んできた大学改革の延長線上にある現象として捉えられると思っている。国にとって重要な技術領域の策定とも連動する形で、第7期科学技術・イノベーション基本計画案のメッセージになれば良いと考えている。

- 今回の研究セキュリティ手順書は、現状でき得る手続について、網羅的に大学や研究機関を対象として作っていると理解をしている。国への報告やDDのやり方に関して、資金配分機関（FA）を通してチェックをしていく形にはなっているが、国家安全保障的なフレームワークを適用したときの将来的な課題として、今のFAの中では行えないことがやがて出てくるだろうと思っている。具体的には、日本の研究にクラシファイドはほとんど存在せず、アンクラシファイドとクラシファイドの関係が非常に微妙になっている。やがては機密研究も特定されてやっていくことになるし、あるいはその二つの中間に当たる、コントロールド・アンクラシファイド・インフォメーション（CUI）になってくると、今のFAを通したやり方が果たして、国家安全保障的なフレームワークの中でできるのかどうかという問題が出てくるだろう。そのようなFAが日本にはないため、将来的な課題として残っていくと理解している。
- 重要技術の考え方について、全て賛成したい。その上で、研究セキュリティ手順書の運用がすぐに始まるところ、手順書を守ったけれども、技術が流出してしまった場合について、なぜそれが起きたかを調査できるように、まずは依頼から行い、どういうときに問題が起きるのか事例集等を作るようにしていただきたい。経済産業省が作成・公表している大学・研究機関用の安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドラインは、初版の策定当時、文部科学省が大学・研究機関用に向けて様々な解説や説明文書を大学に提供した。文部科学省には、手順書の運用についても、分かりやすい一般的なものやより詳細なもの等、今後大学が様々なタイプに分化していくため、それぞれのタイプの大学に必要なものを作っていただきたい。
- 資料2－2に、重要技術領域のそれぞれの技術の説明があるが、宇宙だけ体言止めになっておらず、「重要な基盤の一つとなっている」とある。できれば、形式を整え、どういう技術なのか分かりやすくしていただきたい。
- 経済安全保障が国家安全保障の一部であることについては全く異論ないが、企業の立場から考えた場合に、自由な貿易や自由な経済活動として仕事をやってきた中で、経済安全保障が非常に重要な現実として目の前に出てきたというのが現実である。このため、今までのビヘイビアを若干修正していかないといけないという過程にこの3年間くらいはある。説明があった点について、必要性には同意し、企業としてもやつていかないといけないと思うが、企業等の行動を速やかに修正していくに当たっては、納得感が重要であると思う。説明いただいた資料5の1ページの追加的対策の検討のところについて、国会等でそういう指摘がなされたことは分かるが、今なぜこのタイミングなのか、ほかに何か本当に懸念される案件はあったのか、つまびらかにするのは難しいと思うが、ウェブサイトで公表されるため、納得感を高める説明があった方

が良いのではないか。

- 資料5の2ページの事前相談のところ、事前相談した場合に回答までの日数は何日ぐらいがめどなのかが書いてあった方が良いと思う。どのくらいのタイミングで回答が返ってくるのかが分からぬままでは、事業者はモヤモヤしたまま過ごすことになる。聞くところによると、グリーンイノベーション基金事業を参考にしており、これについては契約で40日間と示されているため、今回もそのようなものを参考としてここに書くなり、契約の段階で回答期間を示すということを明言いただいた方が、無用な懸念を招かず済むのではないかと思う。また、事例相談した結果、事業所管の府省庁から、却下された、あるいは修正を求められた場合に、それが書面で示されるのか否か。書面で示されない場合、共同研究開発等の相手にどう説明するのか。場合によっては訴訟も考えられるため、その点について伺いたい。
- 資料5の2ページの1・2の措置が求められるのは、研究開発プログラムの期間中に加えその後の3年間と伺ったが、この点について言及がないため、はっきりしているのであれば、示していただいた方が良いのではないか。
- 資料3、4、5に関して、内容に関しては違和感がなく、支援をしたい。ただ、資料3の研究セキュリティの確保のところで、リスクマネジメントの手順書というタイトルであるが、実際には参加する研究者のDDに限定されているため、タイトルと内容にミスマッチがある。リスクマネジメントの手順書と書くと、研究開始後の手順が含まれている印象で読んだところ、内容とタイトルのギャップがあると感じたため、もう少し考えていただきたい。
- 資料4の1ページ目のところに、コア重要技術等の技術流出防止措置の例として、①②③と書いてあり、①から③についてリスクマネジメントの観点からのモニタリングの仕組みを整備とあるところ、もちろん管理基準を作ることも重要であるが、やはり技術流出防止の要は、実行がきちんとされているか、あるいは早期にリスクを発見しタイムリーに対応するかであり、技術流出防止においては非常に重要である。このモニタリングの仕組みの整備は、なお書きではなくきちんと4として入るべきではないか。また、仕組みだけでなく、これが実際に実行されていることの定期的な確認や、内部の監査の報告書の提出等まで踏み込んで、指導をする取組として行っていく方が良いのではないか。
- 全体として、経済安保に関わる重要技術領域が今回提案されており、国家安全保障にも重要であることを、国民に示すというのは非常に良いことだと思う。ただ、提案

された領域があまりにも広くて、全て助成できるとはとても思えないため、是非臨機応変に助成や支援をしていただきたい。

- 資料5の2ページ目の知的財産権の提供等の際の事前相談について、ここでいう知的財産は「当該研究開発による成果の知的財産権」と資料の上の方に書いてあり、資料の下の方には、例えば、「他者と、知的財産権に関わる共同研究開発を行う」とある。研究開発を行えば知的財産権に関わってくるのは当然であり、当該研究開発による成果である知的財産権等に係る別の研究開発という意味だということがはっきり分かるように書かれた方が良い。

例えば、資料の上の方に成果の知的財産権等と書いているところに、「以下これを「当該知的財産権」と呼ぶ」というような形で、「当該」を入れた方が非常に分かりやすく、無用な混乱を招かないと思う。

それから対象となる行為の（i）事業の譲渡について、事業を移転する場合、譲渡する場合、知的財産権そのものを権利移転する場合、譲渡する場合もあれば、（ii）の「提供する」という記載から読み取れるが、いわゆるライセンス、即ち、使用権の許諾等を指すように思えるが、ノウハウを含むことが冒頭に明記されているため、「開示する場合を含む」と書かれているのではないかと思う。

（iii）（iv）は先ほど述べたように、「知的財産権等に関わる」とだけ書くと混乱を招く表現になっていると思う。

移転、譲渡、開示、契約、ライセンス、使用権等といった知的財産を扱っている人にとって慣用的に使う言葉をうまく使っていただければと思う。

- 技術流出防止についての考え方賛成する。その上で、技術流出防止を図る法律には、直接的に安全保障を打ち出しているものほか、営業秘密の観点から防止するもの等もあるため、これらが連携するように考えていく必要がある。
- 技術についてはこれまで支援策が中心の議論であったと思う。ただ今後、技術開発と技術の管理のバランスを取っていく上では、安全保障の見地からの規制策について、官民の協力関係を基に、更なる検討を進めていくことが重要なのではないか。
- 研究セキュリティの確保について、特に理化学研究所ではeラーニング等の受講率が非常に高くなっている。一方で、アカデミアでは研究セキュリティにどう対応したら良いかほとんど分からぬ方も結構おり、そういった中でこの手順書の作成に取りかかった。

幾つかポイントがあるが、特定研究開発プログラムを定めることによって、あるプログラムに関して特に対応していただくこと、リスクマネジメントの手順として、資

金配分機関・研究機関・研究者それぞれにリスクマネジメントについて対応していくこと、リスク対応についてはリスクを確認して評価し、それに対するリスクの軽減措置を行ってフォローアップを行うことというように、何かしらの処分を科すよりは、リスク軽減措置を講じてフォローアップしていく形にまとめていただいたため、アカデミアの方々にはある程度受け入れていただけるのではないか。今後この研究セキュリティの確保について広く研究者レベルや研究機関で対応していただけるよう願っている。

- それぞれ随分よく考え、事務局でまとめさせていただいていると思う。技術流出を防止するケーススタディーについては、日本だけで考えてもうまくいかないと思うところ、いわゆるlike minded countryはどこも同じ課題を抱えているため、そのケースも調べながら、合理的な案になっていくことが望ましい。
- 経済安全保障重要技術育成プログラムについて、中小企業・スタートアップが数十社入っていると聞いた。思ったより参加が多く、これまでの取組は評価するが、更に中小企業・スタートアップの力が活用されるように、こうした参加者の意見も反映しつつ、中小企業・スタートアップ施策全般とも連携を取って環境整備等を進めていくてほしい。

#### <事務局からの回答>

- 経済安全保障は大きな国家安全保障の枠組みの一部であるところ、そういう連携をしっかりと考えていくべきという御意見があった。これは第7期科学技術・イノベーション基本計画案の中でも、国家安全保障と科学技術イノベーションとの有機的な連携が述べられている等、色々なところで議論が進んでいるものと承知している。経済安全保障を進めるに当たり、こういったことも考えながら進めていきたい。
- 経済安全保障の重要技術領域を作ることについては賛成であるが、その意義やどのようにこれを利用していくのかをもっと分かりやすく伝えるべきだという御意見については、どういうやり方があるか考えたい。
- 資料2-2の宇宙の記述の部分については追記したい。
- 技術流出防止に係る事前相談の措置が求められる期間が研究開発の受託をしている期間とその終了後3年間を検討していることについては、3年を資料に書き込むように検討したい。

- 知的財産権と言うときに、当該知的財産権と国の支援する研究開発の成果である知的財産権であることが分かるようにした方が良いとの意見があったところ、表現を工夫したい。
- これまでの経済安全保障に関する技術政策は研究開発を中心であったが、これからは技術防止策や、貿易の管理等とも連携させるべきだという御意見があった。今回の措置だけで技術防止が図れるとは思っておらず、色々なものを組み合わせながら対応していくものと思っている。
- 取引先における管理について分かりやすい事例を出していくべきではないかという御意見があったところ、事例が集まつたら、各省庁にも提供していきたい。経済産業省でも技術流出対策ガイダンス等で色々な事例を集めているところ、それらも参考にしていきたい。
- 新しいシンクタンクでDDを検討していく方法もあるのではないかという御意見があった。CSTIが手順書を順次見直していくところ、そちらの方でまずはしっかりと対応していくものと思っている。

<内閣府科学技術イノベーション推進事務局からの回答>

- 手順書に従っていても技術流出が起きた場合について、今回手順書を策定したが、既存の法令やこれに基づく行政指導との関係では、この手順書の存在が所管省庁の法令に基づく対応を妨げるものではないと考えている。
- 手順書のタイトルと内容のギャップに関して、タイトルは「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」となっているが、今回はその研究セキュリティの確保のための実効的な手段の一つとして、新たにDDを導入し、やり方を手順書という形で示すことがメインのコンテンツであった。確かに研究セキュリティという大きな言葉のギャップはあろうかと思うため、現場等に説明する際はその辺りについて丁寧にしていきたい。
- 個別研究機関にとって、DDは、かなり重たい負担になるため、将来的には一元的に行うのが良いと思うが、まだそこまで議論が発展していないため、また改めて考えていきたい。
- 将来的な課題としてコメントいただいたCUIの取扱い等については、引き続き検討してまいりたい。